

消費者庁 長官 岡村和美 様
消費者庁 消費者政策課 御中

消費者基本計画工程表改訂素案についての意見

平成 30 年 3 月 23 日
(公社) 全国消費生活相談員協会
理事長 増田 悦子

全体について

工程表の帯表が多くは 5 年間分引かれているだけで、年度ごとの計画が書かれていません。これでは、消費者は具体的にイメージできず、国の方向性や計画を理解できません。できるだけ年度ごとの実施計画について具体的に記載してください。

1 消費者の安全の確保

項目番号 1 (3) ③

項目名 国民生活センターにおける商品テストの実施

「消費者行政新未来オフィス」における、徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストプロジェクトとしての具体的な実績、評価を記載してください。

2 表示の充実と信頼の確保

項目番号 2 (1) ①

項目名 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充

インターネット広告をきっかけとした消費者トラブルが蔓延している状況において、国の体制強化はもちろん、地方自治体の執行力への支援をする必要があります。また、大手企業の景表法違反が相次ぐ状況においては、抑止効果は見られません。課徴金制度の見直しについて、具体的に記載する必要があります。

項目番号 2 (2) ⑤

項目名 医療機関のホームページによる情報提供

医療法等の一部を改正する法律が成立し、特定商取引法の特定継続的役務提供として規制もされましたが、美容医療の広告はいまだ多くの問題があり、医療であるからこそ取返しのつかない結果になる可能性があります。消費者向け注意喚起資料を作成配布しても、効果的な配布がなされているか不明です。これまでのネットパトロールによる監視体制、注意喚起の効果について検証し、効果がない場合には、医療機関への周知徹底だけでなく、必要などころに届くよう、注意喚起の資料を医療機関に置くなど方法を工夫し、さらなるネットパト

ロールの体制強化が必要です。また、改正された医療法の実効性を注視し、違反があれば迅速に行政措置を行ってください。

項目番号 2 (3) ①

項目名 新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む）の円滑な施行等
・新たな食品表示制度として、食品表示一元化に続き、加工食品の原料原産地表示制度、遺伝子組換え表示制度が検討され、新しい制度や制度の改正が次々と行われています。消費者にとって重要な情報であるにも関わらず理解が追い付いていない状況であり、消費者への食品表示制度の普及啓発は、国だけでは不十分です。徳島県で実施した「栄養成分表示および保健機能食品の消費者教育モデル事業」の結果について詳細を公表し、具体的な方策を提供するなどの支援を行い、地方自治体に理解を求め、全国的に展開してください。

・機能性表示食品制度は、制度創設時からの課題があり、消費者庁の買い上げ調査において、問題が現実のものとなりました。ガイドラインや質疑応答集の作成では不十分です。制度の見直しについて、具体的に記載してください。

・特定保健用食品制度も、消費者庁の買い上げ調査により、関与成分量が許可申請書どおりに含有されていなかった商品が発覚し、トクホに対する消費者からの信頼が失墜しました。品質管理の徹底についての発出だけでは足りません。買い上げ調査、成分分析等の結果についての情報公開、制度・運用の見直しを明確に記載してください。

項目番号 2 (3) ②

項目名 健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化

消費者及び事業者への食品表示に関する理解は不十分です。消費者は、健康食品の表示・広告の真偽の判断ができないことにより、虚偽の広告による不必要な商品の購入や、電話勧誘、SF商法、マルチ商法等の悪質な勧誘に利用され被害に繋がっています。周知方法について、手段を含め具体的なスケジュールを記載する必要があります。

3 適正な取引の実現

項目番号 3 (1) ①

項目名 特定商取引法の執行強化

特定商取引法の執行力は地方自治体によって大きなばらつきがあります。消費者委員会の報告書「消費者行政における執行力の充実に係る提言～地方における特商法の執行力の充実に向けて～」を踏まえて、地方自治体への具体的支援策を明記してください。

項目番号 3 (1) ②

項目名 特定商取引法の見直し

改正特定商取引法が施行されましたが、不招請勧誘については課題として残されたままで

す。改正後の消費生活相談の状況を注視し、その結果、効果が見られない場合は速やかに見直しすることを明記してください。

項目番号 3 (1) ④

項目名 消費者契約法の見直し

このたびの法案において、さらに積み残された課題があります。「引き続き検討を行い、必要な措置を講ずる」ことを明記してください。

項目番号 3 (2) ⑧

項目名 仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備

若年層においては、仮想通貨はテレビCMなどからも身近な投資商品と受け止めている傾向がある一方、その仕組みやリスクの知識は不足しています。また、高齢者にとっては全く知識がないことから詐欺的な取引に利用されているのが現状です。CMの規制及び、消費者へ仕組みやリスクについて周知徹底を図ることを明記してください。

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

項目番号 4 (1) ③

項目名 消費者政策の企画立案のための調査の実施

マルチ商法は若年成人に多く行われ、人生のスタート時に大きなマイナスの影響があります。また、すべての年代においてもマルチ商法が行われており、特に高齢者においては金額が多額であり、被害回復が望めないことが多くあります。徳島県の消費者行政新未来オフィスにおける、「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」の報告書に基づき、どのように全国的に展開するのか、具体的な取組みやスケジュールを明記してください。

項目番号 4 (2) ⑤

項目名 教育行政（学校教育・社会教育）と消費者行政の連携・協働（基盤的な情報の整備と体制作り）

成年年齢引下げを見据え、消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁の「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」を開催しました。これまでも連携が強く訴えられていたにも関わらず、実行性がありませんでしたが、これを機に強く連携・協働してください。そのための具体的な取組の内容・スケジュール等を工程表に明記してください。

項目番号 4 (2) ⑥ 3)

項目名 学校における消費者教育の推進

・学校における消費者教育を推進するためには、教員への研修が不可欠です。教員研修の機会として、日本学生支援機構等の初任者・中堅教諭等資質向上研修だけでなく、国民生活セ

ンターでの研修を充実すべきです。そのためには、相模原、徳島だけでなく、国民生活センターの地方研修として、各地で開催をする必要があります。また、教員が参加するための費用を地方自治体が積極的に負担すべきです。教員研修についての、具体的な方策、スケジュールを明記してください。

・学校における消費者教育の推進のためには、教育関係者だけではできません。地域の消費生活センター等との密接な連携が必要です。そのために、消費者教育コーディネーターを育成し、活用すべきです。地方自治体において、その必要性の認識が十分ではないため、国として、消費者教育コーディネーターの役割を具体的に定義し、広く周知することを明記してください。